

## 「通所型サービス」の基準総括表

	従前の予防通所介護相当のサービス：A6 (以下『従前相当』)	多様なサービス		
		サービスA：A7 (緩和した基準によるサービス)		
対象	要支援1・2 又は 基本チェックリスト該当者 (以下、各類型の振分けはケアマネジメントで判断)			
概要	既に予防通所介護を利用し、継続が必要	「従前相当の対象」以外の方 専門職による支援等の必要性が低く、閉じこもり予防や要支援状態からの自立支援に資するサービスが必要と認められる方		
概要	国基準(従前予防給付)の基準・単価(加算含む)をスライド。	介護事業所向けの「 <b>一体型</b> 」と、多様な主体の参入も想定した「 <b>単独型</b> 」を設定。		
	送迎	あり(ドアtoドア) (未実施の場合減算あり)	<b>基本あり(バスストップ方式も想定)</b> 送迎の希望ない方の場合 <b>減算なし</b>	
	入浴	あり(一部なし)	<b>なし</b>	
	食事	あり(一部なし)	基本なし(必要者に実費対応も可能)	
形態	指定	指定		
人員	管理者 常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	管理者*2	「介護給付」「従前相当」との <b>一体型</b> (2時間以上4時間程度)	<b>単独型</b> (2時間以上4時間程度)
	生活相談員等 提供時間通じ1以上*1	生活相談員等	「従前相当」と同様	
	看護職員 (定員11人以上) 専従1以上	看護職員	通所介護(従前相当含む)の利用定員が11人以上の場合に配置	
	介護職員 ~15人:提供時間通じ1以上*1 15人~:利用者1人につき 0.2以上	介護職員*2 (従事者)	~15人: 提供時間通じ1以上 15人~: 利用者1人につき 0.1以上	~15人: 提供時間通じ1以上 15人~: 利用者1人につき 0.1以上
	機能訓練指導員 1以上	機能訓練指導員	「従前相当」と同様	
設備	食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上	3㎡×利用定員以上		2.4㎡×利用定員以上
	静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	<b>サービスを提供するために必要な設備・備品</b>		
運営	運営規程等の説明・同意	「従前相当」と同様		
	衛生管理			
	秘密保持等			
	事故発生時の対応			
	廃止・休止の届出と便宜の提供			
提供拒否の禁止	なし			
通所型サービス計画の作成 等	個別サービス計画の作成			

\*1生活相談員または介護職員のうち1以上は常勤

\*2管理者又は介護職員(従事者)が、一定の資格又は研修を受講していることが望ましい

一定の資格又は研修等:東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者=医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・准看護師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・栄養士・介護支援専門員・健康運動指導士等・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員2級以上で実務経験3年以上・実務者研修修了者・初任者研修修了者で実務経験3年以上等